平成２３年（フ）第８６２７号
神奈川県横浜市南区平楽155―801　大塚方
破産者　足助　美和
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６５９号
神奈川県藤沢市西富496―１、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市弥勒寺４丁目19番４号
破産者　株式会社藤縫
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６６０号
神奈川県藤沢市西富496―１
破産者　杉原　　勉
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６８２号
東京都八丈島八丈町大賀郷2668番地１
破産者　株式会社黒木屋
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６８３号
東京都八丈島八丈町三根1312―４
破産者　黒木　春幸
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６８４号
東京都八丈島八丈町三根1312―４
破産者　黒木久美子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８８７０号
東京都板橋区赤塚６丁目13―５―203
破産者　大久保真純
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９３６号
東京都板橋区仲町40―４―402
破産者　伊豆山誠一
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９５５号
東京都江戸川区東葛西２丁目２―３―303
破産者　廣澤　陽一
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２２９号
福岡県太宰府市大佐野４丁目12番１―102号
破産者　糸山　　茂
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７号
長野県北佐久郡御代田町草越1173番地1041
破産者　佐々木久夫
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１９１号
静岡県駿東郡小山町用沢字佐野川140―34　ハイツ小山101号、開始決定時の住所静岡県駿東郡小山町菅沼1361番地の２
破産者　土屋　榮子
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
盛岡市山岸４丁目24番８号　サニーハイツ山岸201号
破産者　大木　健一
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５３２号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目４番地　鶴ケ谷第一市営住宅３棟413、開始決定時の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目１番地　市営住宅５あ10棟10
破産者　渡邉　節子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７０３号
仙台市太白区八木山南５丁目１番地の１
破産者　白石　晋一
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１６号
横浜市神奈川区三ツ沢中町17番38号　中町サンハウス101号
破産者　知念　　誠
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５９号
神奈川県座間市東原５丁目１番12―402号　さがみ野さくら、開始決定時の住所神奈川県座間市相武台１丁目4947番地の７　湘北ビル501号
破産者　荒城　弘安
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３６０３号
名古屋市名東区平和が丘３丁目83番地　川合ビル102号
破産者　横井　英臣
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０３３号
愛知県東海市富木島町前田面103番地の１　ＰｏｍｏｄｏｒｏⅡ208号室
破産者　鬼頭　　裕
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部